

特定非営利活動法人ふくい SMILE アクティ部定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふくい SMILE アクティ部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、若者が積極的に福井県の活性化に関わっていくための中心的な団体となり、県内の中高校生が積極的に地域に関わっていく活動をすることで、福井県内の地域活動を盛り上げ、様々な側面から福井県を活性化することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

- (1) 福井県の魅力発信・向上事業
- (2) 地域の清掃活動、環境保全活動
- (3) 福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催
- (4) 地域支援のための慈善活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、入会フォームに記入、送信し、理事長または副理事長が確認の上、理事長または副理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 本人が高校を卒業後、3か月以内に活動を継続する旨の連絡がないとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなけれ

ばならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財

産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和田 憲知
副理事長	宮本 真心那
理事	小林 樹璃
同	大久保 一輝
同	菅 将太
監事	寺井 優介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | |
|-------|-----|
| ① 入会金 | 0 円 |
| ② 年会費 | 0 円 |

(2) 賛助会員

- | | |
|-------|-----|
| ① 入会金 | 0 円 |
| ② 年会費 | 0 円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 ふくい SMILE アクティ部

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事長	和田 憲知		無
副理事長	宮本 真心那		無
理事	小林 樹璃		無
理事	大久保 一輝		無
理事	菅 将太		無
監事	寺井 優介		無

理事数 5人 監事数 1人 役員総数 6人

報酬を受ける役員数 0人 役員総数のうち報酬を受ける役員の割合 0%

設立趣旨書

特定非営利活動法人 ふくい SMILE アクティ部

1 法人の設立の経緯や動機または法人格が必要となった理由

福井県は北陸新幹線の敦賀延伸もあり、様々なところで福井県を活性化しようという活動が活発に行われている。

そこで、現在、県や民間団体等が行っている活動の波に、中高生の若い力が重なることで、福井の更なる発展、活性化につなげることができるのでないかと考えた。

そして、福井県をより魅力的に発信し、福井県の人々が楽しく、誇りをもって過ごせる地域にするために、若い世代の持っている新しい目線から、若者だからこそできるアプローチで活動を行っていくことが必要であると考え、中高生が中心となって主体的に福井県を活性化していくため、この法人の設立を検討している。

それらの活動を行っていく中で、資金管理をしなければならない場面も出てくるため、法人化することで団体名義の口座を作り、全体で管理していくことで活動を円滑に進めることができる。またそれにより、資金の透明性が生まれ、より信頼を持っていただきながら活動をしていくことが可能になると考える。

また、高校生主体の団体ということもあり、社会的信用が得にくい側面もあると感じ、法人格を得ることで、この法人の活動に対する社会的信用を獲得し、幅広く、地域の活性化のために活動することを可能にしたい。それにより、活動における資金面でも企業等から支援を受けやすくなると考えている。

さらに、当団体の特性である年度ごとにメンバーが出入りする上での団体運営が、団体が法人格を持つことによって、安定化するものと考えている。

2 法人の目的

この法人は、若者が積極的に福井県の活性化に関わっていくための中心的な団体となり、県内の中高校生が積極的に地域に関わっていく活動をすることで、福井県内での地域活動を盛り上げ、様々な側面から福井県を活性化することを目的とする。

3 2の目的を達成するための特定非営利活動

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

4 2の目的を達成するための特定非営利活動に係る事業

- ① 福井県の魅力発信・向上事業

- ② 地域の清掃活動、環境保全活動
- ③ 福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催
- ④ 地域支援のための慈善活動

5 主な事業およびその事業が営利を目的とせず、不特定・多数の利益に寄与する説明

当法人は、福井県をよりよくしていきたいという想いを持った高校生を中心となり、福井県を盛り上げていくための活動を行っていくため、営利を目的とした事業は行わず、福井県の魅力向上、県民の皆さんとの交流を中心とした事業になるように取り組んでいく。また、それぞれの事業は、様々な面で福井県をよりよくしていくことにつながり、若い力が県民の皆さん地域活動への盛り上がりにもつながる一助となればと考えている。

そして、当法人は事業において、利益を得ることを目標とせずに基本的に事業への参加費なども設定しない。補助金や支援金等の資金は事業を行うための費用や活動における保険費、その他活動にかかる費用のみに使用を考えている。

6 法人設立の意思表明・決意

当団体の構成メンバーは、福井県のために活動したいと考えているやる気のある中高校生であり、メンバーそれぞれの想いを生かして継続的な密度の濃い活動を行っていく。

また、法人格を取得することにより、社会的責任もついてくるため、強い想いをもって取り組み、各メンバーが責任と決意を持ってやり抜く。

加えて、現在の中心メンバーが高校を卒業した後も、後輩たちが責任を持って団体を運営していくような仕組みづくりにも全力で取り組む。

そして、福井県を盛り上げていくために、会員が一体となって全力で取り組んでいく。

令和6年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人ふくい SMILE アクティ部

1 事業実施の方針

法人化前に行っていた活動を継続しながら、より活動の幅を広げて事業を行っていく。正会員をこれからも増やしつつ、団体内や団体外からご提案いただいた活動案を参考にしながら、福井県の活性化、魅力向上を目的とした活動を行い、県民の皆さんからご信頼のいただける団体になることを目指していく。特に、県内のできるだけ多くの方に認知され、若者から魅力的に見える活動、県民の皆さんからご期待いただける事業になるよう努めていく。また、今後は行政等からいただける補助金だけでなく、可能であれば他の法人様や個人様からのご支援もいただきながら事業を行っていきたい。その分、そのご信頼、ご期待にそえるような事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲および予定期人数	支出見込額(千円)
福井県の魅力発信・向上事業	地域の魅力を増やすことや県内の観光をより盛り上げることを目的に、SNS等で福井県の場所や人などを発信したり、福井の魅力を作る活動をしたりすることで、県内外の方々に福井県の魅力を知っていただく。また、高校生からの目線で地域の中学生に勉強を教えるなど、地域の方々に向け、若者だからこそ持つ目線から教育、支援を行う活動等を行っていく。	通年	福井県内、SNS等	30人程度	不特定多数	105
地域の清掃活動、環境保全活動	地域の清掃活動、イベントを開催し、自らの手で地域を美化し、県民の皆さまと交流しながら県民の皆さまにも地域を美化していく意識を持っていただく。	年1~2回程度	福井県内	50人程度	県民の皆様を含め100人程度	75
福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	学術、文化、芸術、スポーツ等に関する展示会、披露会、イベント等を開催し、福井県内のそれらにおける活性化につなげる。	年1~2回程度	福井県内	30人程度	県民の皆様	200
地域支援のための慈善活動	地域のための募金やボランティアを行ったり、地域の生活環境をよりよく、楽しくできるようなイベントを開催したりすることで、地域の活性化につなげていく。	未定	福井県内	30人程度	県民の皆様、不特定多数	50

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和7年3月31日まで
特定非営利活動法人 ふくいSMILEアクトイ部
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金	130,000		
受取寄附金			
3 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
4 事業収益			
事業収益	0		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			430,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
事業実施費	325,000		
会場貸与費	75,000		
ホームページ運用費	30,000		
その他経費計	430,000		
事業費計			430,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
その他	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計			0
経常費用計			430,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度は他の事業の実施を予定していません。

令和6年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

法人成立の日～令和7年3月31日

	科 目	金 額 (単位:千円)	算出根拠(単位:円)
経常 収入 の部	会費・入会金収入	0	入会金 0円×100人= 0円 会費 0円×100人=0円
	①福井県の魅力発信・向上事業	0	なし
	②地域の清掃活動、環境保全活動	0	なし
	③福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	0	なし
	④地域支援のための慈善活動	0	なし
	補助金・助成金収入	300,000	行政からの補助金3件
	寄付金収入	130,000	企業、個人からの寄付金
	雑収入	0	
	経常収入(A)	430,000	
経常 支出 の部	① 福井県の魅力発信事業・向上事業	105,000	ホームページ運用費30,000円 開催費75,000円
	② 地域の清掃活動、環境保全活動	75,000	広告費50,000円 清掃用具調達費25,000円
	③ 福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	200,000	広告費50,000円 会場費75,000円 会場設営費等75,000円
	④ 地域支援のための慈善活動	50,000	活動費50,000円
	事業費計	430,000	
	給料手当	0	なし
	会議費	0	なし
	旅費交通費	0	なし
	通信費	0	なし
	事務用品費	0	なし
	消耗品費	0	なし
	修繕費	0	なし
	研修費	0	なし
	光熱水料費	0	なし
	賃借料	0	なし
	保険料	0	なし
	減価償却費	0	なし
	租税公課	0	なし
	予備費(雑費)	0	なし
	管理費計	0	
	経常支出合計(B)=事業費+管理費	430,000	
	経常収支差額(C)=(A)-(B)	0	
	設立時正味財産額	0	0円
	次期繰越正味財産額	0	今年度残金0円

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ふくい SMILE アクティ部

1 事業実施の方針

法人化前に行っていた活動を継続しながら、より活動の幅を広げて事業を行っていく。正会員をこれからも増やしつつ、団体内や団体外からご提案いただいた活動案を参考にしながら、福井県の活性化、魅力向上を目的とした活動を行い、県民の皆さんからご信頼のいただける団体になることを目指していく。特に、県内のできるだけ多くの方に認知され、若者から魅力的に見える活動、県民の皆さんからご期待いただける事業になるよう努めていく。また、今後は行政等からいただける補助金だけでなく、可能であれば他の法人様や個人様からのご支援もいただきながら事業を行っていきたい。その分、そのご信頼、ご期待にそえるような事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲および予定期人数	支出見込額(千円)
福井県の魅力発信・向上事業	地域の魅力を増やすことや県内の観光をより盛り上げることを目的に、SNS等で福井県の場所や人などを発信したり、福井の魅力を作る活動をしたりすることで、県内外の方々に福井県の魅力を知っていただく。また、高校生からの目線で地域の中学生に勉強を教えるなど、地域の方々に向け、若者だからこそ持つ目線から教育、支援を行う活動等を行っていく。	通年	福井県内、SNS等	30人程度	不特定多数	105
地域の清掃活動、環境保全活動	地域の清掃活動、イベントを開催し、自らの手で地域を美化し、県民の皆さんと交流しながら県民の皆さんにも地域を美化していく意識を持っていただく。	年1~2回程度	福井県内	50人程度	県民の皆さんを含め100人程度	75
福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	学術、文化、芸術、スポーツ等に関する展示会、披露会、イベント等を開催し、福井県内のそれらにおける活性化につなげる。	年1~2回程度	福井県内	30人程度	県民の皆さん	200
地域支援のための慈善活動	地域のための募金やボランティアを行ったり、地域の生活環境をよりよく、楽しくできるようなイベントを開催したりすることで、地域の活性化につなげていく。	未定	福井県内	30人程度	県民の皆さん、不特定多数	50

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人 ふくいSMILEアクティ部
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金	130,000	
受取寄附金		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	300,000	
4 事業収益		
事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		430,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
事業実施費	325,000	会場費以外の費用
会場貸与費	75,000	根拠表中の会場費
ホームページ運用費	30,000	
その他経費計	430,000	
事業費計		430,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
その他	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		
経常費用計		430,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和7年4月1日～令和8年3月31日

科 目	金 額 (単位:千円)	算出根拠(単位:円)
会費・入会金収入	0	入会金 0円×100人= 0円 会費 0円×100人=0円
経常収入の部	①福井県の魅力発信・向上事業	0なし
	②地域の清掃活動、環境保全活動	0なし
	③福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	0なし
	④地域支援のための慈善活動	0なし
	補助金・助成金収入	300,000 行政からの補助金3件
	寄付金収入	130,000 企業、個人からの寄付金
	雑収入	0
	経常収入 (A)	430,000
経常支出の部	① 福井県の魅力発信事業・向上事業	105,000 ホームページ運用費30,000円 開催費75,000円
	② 地域の清掃活動、環境保全活動	75,000 広告費50,000円 清掃用具調達費25,000円
	③ 福井県での学術、文化、芸術またはスポーツ等に関するイベントの開催	200,000 広告費50,000円 会場費75,000円 会場設営費等75,000円
	④ 地域支援のための慈善活動	50,000 活動費50,000円
	事業費計	430,000
	給料手当	0なし
	会議費	0なし
	旅費交通費	0なし
	通信費	0なし
	事務用品費	0なし
管理費	消耗品費	0なし
	修繕費	0なし
	研修費	0なし
	光熱水料費	0なし
	賃借料	0なし
	保険料	0なし
	減価償却費	0なし
	租税公課	0なし
	予備費(雑費)	0なし
	管理費計	0
経常支出合計 (B)=事業費+管理費	430,000	
経常収支差額(C)=(A)-(B)	0	
前期繰越正味財産額	0	昨年度残金0円
次期繰越正味財産額	0	今年度残金0円